

年金Q&A

遺族厚生年金と 老齢基礎年金は両方受けられますか？

Q

私は現在、遺族厚生年金を受給しながら国民年金に加入しています。（厚生年金に加入したことはありません。）
公的年金制度では、一つの年金しか受けられないと聞きましたが、私の掛けた国民年金は無駄になってしまふのでしょうか。

A

公的年金制度では、各年金制度を

問わず、一人に一つの年金を支給することを原則としています。

例えば、障害給付と老齢給付をともに受けられるようになつても、両方の年金は受けられず、どちらか一つの年金を選んで受けることになります。

住民課国民年金係

電話
82-8813

が無駄になることはあります。
せん。

なお、老齢基礎年金は、60歳を過ぎますと繰り上げて受けることもできますが、その場合は遺族厚生年金が65歳までは支給停止となりますので注意してください。

※問い合わせ先



支給される年金

通常

遺族厚生年金

老齢基礎年金(100%)

65歳

老齢基礎年金の繰上げ支給を受けたとき

遺族厚生年金

支給停止

遺族厚生年金

老齢基礎年金(70%)

60歳

65歳

秋季全国火災予防運動

11月9日(土)～15日(金)

統一標語
『消す心

置いてください

火のそばに』

3つの習慣

- 寝タバコは、絶対やめる。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

